

准学校心理士資格認定要項（2025年度版）

（1）「准学校心理士」とは

「准学校心理士」は「学校心理士」資格に次ぐ資格である。専門的実務経験等を満たし「学校心理士」となっていくことが期待される。

（2）基礎資格

Aタイプ（学校教員免許・保育士資格保持者類型）：

1条校（学校教育法）の教員免許または保育士資格を取得（見込み）し、大学・短期大学等を卒業するもの（見込み）を対象に准学校心理士の資格を認定する。

Bタイプ（相談支援機関専門職類型）：

文部科学省及び厚生労働省が確認する公認心理師資格カリキュラム対応大学を卒業するもの（見込み）を対象に准学校心理士の資格を認定する。

（3）資格取得要件等

①申請時に、加盟校認定を受けている大学・短期大学・保育等専門学校等に在学しており、申請年度に卒業を予定している（科目等履修生や卒業見込みでない学生の申請は認めない。また、既に卒業している学生の申請も認めない）。但し、9月卒業の場合においても、3月卒業予定者と同時期の申請とする。

②**Aタイプ：**

在学時に本機構が認定する「教育心理学」「発達心理学」「教育相談（幼児理解や保育相談支援等の関連科目）」「特別支援教育（障害児保育等の関連科目）」の内、3領域（科目）6単位以上を修得し、本機構の書類審査に合格したものに准学校心理士の資格を認定する。

なお、本機構が認定する「教育心理学」「発達心理学」「教育相談（幼児理解や保育相談支援等の関連科目）」「特別支援教育（障害児保育等の関連科目）」の授業とは、当該の大学、短期大学、保育等専門学校からシラバス等を送付していただき、科目適合性審査申請を行い、准学校心理士認定授業科目を基準に適合判定を受けたものをいう。

Bタイプ：

文部科学省及び厚生労働省が公認心理師資格対応と確認している「教育・学校心理学」「発達心理学」「障害者・障害児心理学」「福祉心理学」「心理的アセスメント」「心理学的支援法」の6科目12単位を修得し、本機構の書類審査に合格したものに准学校心理士の資格を認定する。

③資格審査は、「学校心理士認定運営機構准学校心理士資格認定委員会」が行う。

（4）資格有効期間

准学校心理士の資格有効期間は3年間とする。

注）9月卒業の場合：資格取得日は卒業年の翌年度4月1日とする。

(5) 研修会受講可能（ポイント取得可能）期間

資格取得から6年間（資格有効期間を終了してもその後3年間）は、学校心理士認定運営機構や日本学校心理士会（支部研修含む）等の主催する研修会を受講することができ、そこで得られたポイントは累積加算できる。

(6) 資格有効期間更新

将来において、学校心理士資格を取得する意思のある場合のみ、1回に限り准学校心理士の資格更新ができ、資格有効期間が3年間延長される。資格更新した場合は、学校心理士資格申請期間も3年間延長される。

なお、学校心理士資格を取得する希望がない場合は、更新できない。

(7) 学校心理士受験資格付与

准学校心理士の資格を有する者が以下の①、②の条件を満たした場合には学校心理士受験資格を与える。学校心理士資格認定申請（「准→士」類型）は、准学校心理士資格取得から3年～6年目までとする。

≪例≫ 2025年度に准学校心理士資格を取得した場合

准学校心理士 資格有効期間	研修会受講可能期間 (ポイント取得可能期間)	准→士類型申請可能期間 (見込申請含む)
2026年4月1日 ～2029年3月31日	2026年4月1日 ～2032年3月31日	・2028年度試験(2028年5月～6月申請) ・2029年度試験(2029年5月～6月申請) ・2030年度試験(2030年5月～6月申請) ・2031年度試験(2031年5月～6月申請)

- ① 1条校（学校教育法）、幼稚園・保育所（園）等の保育施設、教育センター、教育相談所、あるいは児童相談所・児童センター・療育センター・保健センター、養護施設、放課後等デイサービスなどの専門機関で教員・職員・相談員・支援員などで、3年以上の専門的な実務経験*を有すること（申請年度3月末に実務経験が3年となる者は「見込」で申請可）。

*学校心理学に関する専門的な実務経験の年数に関して

常勤・非常勤を問わず、週3日以上勤務し、1年間専門的な実務経験を行った場合に、1年間の専門的な実務経験とみなす。また、週2日の勤務の場合には、2年間の専門的な実務経験をもって1年間の専門的な実務経験とみなす。この年数の算出にあたっては、半日勤務（実働4時間以上）の場合にも、一日の勤務とみなす。

- ② 准学校心理士として学校心理士認定運営機構や日本学校心理士会（支部研修も含む）等が主催・認定した研修会（種別A・B）を受講し、4年制大学の場合はAを最低1ポイント以上含む5ポイント以上を、短期大学や保育等専門学校の場合はAを最低1ポイント以上含む10ポイント以上を取得すること。必要なポイント数は、准学校心理士資格を取得した加盟校が基準となる。なお、大会参加時に取得できる「Iポイント」はポイント数には加算できない。研修会の受講は2032年3月31日まで可能だが、学校心理士資格申請時には、上記ポイントを必ず取得していなければならない（ポイント取得見込みでの申請はできない）。
- ※研修会の詳細は、本機構ホームページの「研修会情報」を参照。

(8) 諸経費

申請者一人あたり 15,000 円とし、申請者個人が負担する。経費の内訳は以下のとおりとなる。

項目	金額	納付時期
審査事務手数料	3,000 円 (税込)	資格申請時：7～8 月
登録事務手数料	3,000 円 (不課税)	審査合格後：10～11 月
年会費 (3 年間分)	9,000 円 (不課税)	
合計	15,000 円	

上記経費はいずれも、申請者数分の金額を、加盟校担当者が本機構に一括して払い込む。振込手数料は加盟校において負担する。

(注) 大学・短期大学等の加盟校申請ならびに登録料、科目適合性審査に関する費用は不要。

(9) 公告等

「学校心理士資格」連絡協議会などで公告する。大学・短期大学・保育等専門学校等に案内書・ポスターを送付し、学校からの要請に応じて説明を行う。

2018 年度 (B タイプは 2020 年度) から資格認定事業開始。加盟校登録のためのシラバス審査を実施。

(10) 経過措置

- ① 2018 年度から本事業が始まり、2019 年 3 月に最初の准学校心理士が誕生した。また、B タイプの申請を新たに 2020 年度から開始した。新たに加盟校申請を行う大学・短期大学等に対して、経過的に以下の特例を設けた。

基本的には加盟校申請を行う年度に開講する授業科目のシラバスの科目適合審査のみ行うが、当面の間、加盟校申請を行う年度よりも以前に開設・開講された授業科目 (過去 3 年以内の科目) についても、遡り適合審査を行う。この場合、加盟校申請を行う年度に開講する授業科目とほぼ同一内容であることが望ましい。

- ② 既に 1 条校 (学校教育法) の教員免許または保育士資格を有する者は、編入学等で上記 (3) の①の要件を満たす場合は准学校心理士の資格を認定する。
- ③ 上記 (7) の①のうち「保育所 (園) 等の保育施設」とは、全国保育士養成協議会が「筆記試験合格科目における合格科目免除期間延長制度について」で定めている対象施設とする。具体的内容は下記 URL 参照。

<https://www.hoyokyo.or.jp/exam/qa/exemption.html>

(11) その他

- ① 資格審査に合格した者には、資格認定証や ID カードの作成などのために、写真の提出、氏名や住所等の確認を加盟校を通して行う。
- ② 資格認定証や ID カードは、加盟校を通して申請者に交付する。但し、事情により卒業が延期された場合や不可となった場合、教員免許等が取得できない場合 (A タイプのみ) は、加盟校の責任によって、速やかに本機構事務局に資格認定証及び ID カードを返却する (この場合、年

会費のみを返金する。ただし、振込手数料を差し引いた額の返金となる）。

- ③准学校心理士資格保有者の登録情報（氏名・登録番号・メールアドレス・住所・電話番号など）は、学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の「会員マイページ」に登録し厳重に管理（会員管理業務は外部委託）される。

個人情報の本資格の目的以外に使用されることはない。研修会等の案内を送付するために、日本学校心理士会各支部などと共有される。

【お問い合わせ先】

一般社団法人 学校心理士認定運営機構

〒113-0033 東京都文京区本郷2-32-1 BLISS本郷ビル3F

メールアドレス：jungs@gakkoushinrishi.jp

電話番号：03-3818-1554（平日：10:00～16:00）

※なるべくメールにてお問い合わせください。

大学等の担当者からのお問い合わせに限ります。

2025.02